

地方職員共済組合奈良県支部長期給付事業におけるマイナンバー（個人番号）に関するお知らせ

当支部では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、年金受給権者、年金受給権者の税法上の扶養親族及び控除対象配偶者のマイナンバーを下記の目的及び事務の範囲に利用することをお知らせします。

1 利用目的

1 特定個人情報等を取り扱う厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による保険給付及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律152号）による長期給付（以下「長期給付等」という。）の支給の対象となる受給権者及びその加給年金額対象者並びに長期給付等の請求者及びその加給年金額対象者として認定し得る者（以下「受給権者等」という。）に係るもの	(1)厚生年金保険法による同法第2条の5第1項第3号に規定する第三号厚生年金被保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 (2)第三号厚生年金被保険者の資格に関する事務（前号に掲げるものを除く。） (3)厚生年金保険法による保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 (4)厚生年金保険法による保険給付の支給に関する事務 (5)第三号厚生年金被保険者であった期間に係る厚生年金保険の保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金に関する事務 (6)地方公務員等共済組合法第76条の退職等年金給付の支給に関する事務 (7)地方公務員等共済組合法による掛金に関する事務 (8)地方公務員等共済組合法による退職等年金給付及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 (9)被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律
---	--

	(平成 24 年法律第 63 号。以下「平成 24 年一元化法」という。) 附則第 60 条第 5 項又は第 61 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成 24 年一元化法第 3 条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第 39 条の組合員の資格の得喪に関する事務 (10)平成 24 年一元化法附則第 60 条第 5 項に規定する改正前の地方公務員等共済組合法による職域加算額及び平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付並びにこれらの給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 (11)平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金について適用するものとされた厚生年金保険法の規定による事務として行う(1)から(5)に掲げる事務に準ずる事務 (12)社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 104 号）第 59 条第 1 項の相手国法令による申請等に係る文書の受理又は送付に関する事務 (13)社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第 60 条第 1 項又は第 2 項の保有情報の提供に関する事務
2 特定個人情報等を取り扱う長期給付等の源泉徴収事務等の対象となる請求者（以下「対象年金請求者」という。）及びその扶養親族等に係るもの	(1)公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の受理等に関する事務 (2)退職所得に関する申告の受理等に関する事務

2 事務の範囲

(1)個人番号受理・審査事務

第 3 条に掲げる事務を行うために個人番号を受理・審査する事務

(2)進達事務

受給権者等から提出された厚生年金保険法による保険給付及び国民年金法（昭和 34 年法律

第141号)による給付及び地方公務員等共済組合法による長期給付の請求書等及び対象年金請求者から提出された公的年金等の受給者の扶養親族等申告書、整理退職一時金請求書、退職年金決定請求書(厚生年金保険給付を併せて請求しない場合)を進達する事務

(3)特定個人情報管理・保管事務

特定個人情報等を含む紙媒体又は電子データを漏えい、滅失、き損がないよう安全に管理及び保管する事務

(4)廃棄・削除事務

第13条の保存年限を経過したことにより不要になった特定個人情報等を安全に廃棄又は削除する事務

(5)情報システム管理事務

特定個人情報等を取扱う情報システムの管理事務